

尼崎市監査公表第 8 号

出資団体等監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項及び尼崎市監査基準第17条の規定により提出した監査の結果報告に対して、教育委員会委員長及び出資団体から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同法第199条第12項及び同基準第22条の規定により公表します。

平成21年9月15日

尼崎市監査委員 須 賀 邦 郎

同 堀 智 子

同 宮 城 亜 輻

同 早 川 進

措 置 通 知 表 (出 資 団 体 監 査)

1 措 置 を 講 じ た 所 属	社会教育室スポ - ツ振興担当
2 監 査 結 果 報 告 日	平成 19 年 3 月 23 日
3 措 置 通 知 日	平成 21 年 8 月 19 日
4 監 査 結 果 の 内 容	<u>事業団の自主事業に係る施設使用料について</u> 事業団では、総合体育館、地区体育館及び屋内プ - ルにおいてスポ - ツ教室等を実施しているが、事業団がこれらの施設を利用する場合における費用の負担に関して、総合体育館を所管する都市整備局にあっては、条例で定める使用料を免除し、かつ、その他の費用の負担を求めているが、地区体育館及び室内プ - ルを所管する教育委員会にあっては、条例で定める使用料は免除しているものの、別途、光熱水費の一部に相当する額の費用の負担を求めている。 事業団がスポ - ツ教室等を実施するためにこれらの施設を利用する場合における費用の負担について、受益者負担の適正化の観点から適切な改善を図ること。
5 措 置 の 内 容	事業団の自主事業の実施に伴う使用料につきましては、これまで全額免除を行っており、自主事業に係る実費弁償相当額（光熱水費、委託料等）を費用按分しておりましたが、財団法人スポ - ツ振興事業団と協議し、総合体育館を所管する都市整備局との整合性を図るため、実費弁償相当額の費用按分による費用負担方法を見直し、平成 21 年度より、自主事業に係る地区体育館及び温水プールの使用料を徴収することとしました。

措 置 通 知 表（出資団体監査）

1 措 置 を 講 じ た 団 体	社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団
2 監 査 結 果 報 告 日	平成 2 1 年 3 月 2 3 日
3 措 置 通 知 日	平成 2 1 年 8 月 1 9 日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>会計処理の誤りについて</u> (1) 資金収支計算書の当期末支払資金残高と貸借対照表の流動資産から流動負債を控除した額が一致していなかった。また、現物寄附及び減価償却費に係る会計処理に誤りがあったことにより、計算書類の数値が正しく表示されていなかった。 会計処理に当たっては、計算書類の重要性を認識し、社会福祉法人会計基準及び事業団の経理規程に従って、適正に行うこと。	
5 措 置 の 内 容 旧会計基準から新会計基準へ移行する際の会計処理に一部誤りがありましたので、平成 20 年度決算時において修正し、収支計算書の当期末支払資金残高と貸借対照表の流動資産から流動負債を控除した額は一致させております。(事業活動収支計算書の次期繰越活動収支差額と貸借対照表の次期繰越活動収支差額も一致しています。) また、固定資産の一部において減価償却費の計上額に誤りがあったことにつきましては、平成 20 年度の会計処理から減価償却ソフトを導入し、固定資産台帳及び減価償却明細表を整備するとともに、適正に会計処理を行っております。 なお、現物による寄附（固定資産）がありましたら、今後は施設整備等寄附金収入へ計上するとともに固定資産取得支出にも計上してまいります。	

措 置 通 知 表（出資団体監査）

1 措 置 を 講 じ た 団 体	財団法人尼崎健康・医療事業財団
2 監 査 結 果 報 告 日	平成 2 1 年 3 月 2 3 日
3 措 置 通 知 日	平成 2 1 年 8 月 1 8 日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>会計処理等について</u> (1) 事業ごとの財産目録及び貸借対照表において、現金預金、預り金等でマイナス表示があり、また、固定資産においては、減価償却額の二重計上及び固定資産台帳への記載漏れがあるなど不適切な経理処理が散見された。 会計処理に当たっては、事業ごとに経理すべき項目に十分留意して経理するとともに、減価償却に係る経理を適正に行い、正しく資産計上するなど、公益法人会計基準及び財団の会計処理規程に従って、適正に行うこと。	
5 措 置 の 内 容 現金預金のマイナス表示について 平成 20 年度末に会計間で振替処理を行う予定であったが、資金の振替に必要な現会計システムのプログラム修正が間に合わなかったため、平成 21 年度中に整理する予定です。 預り金のマイナス表示について 平成 20 年度末に事業間の振替処理を行い、精算しました。 固定資産について 減価償却については、市販の計算ソフトを購入するとともに、修正箇所については下記のとおり、是正しました。 （二重計上について） 総合呼吸機能検査装置の減価償却額 578,655 円を二重計上し、1,157,310 円で処理したため、平成 20 年度償却額 631,260 円から 578,655 円を差し引き、52,605 円を償却額とした。 （固定資産台帳の記載漏れについて） 記載漏れの台帳については、出資団体監査時に作成済みである。	

措 置 通 知 表（出資団体監査）

1 措 置 を 講 じ た 団 体	財団法人尼崎口腔衛生センター
2 監 査 結 果 報 告 日	平成 2 1 年 3 月 2 3 日
3 措 置 通 知 日	平成 2 1 年 8 月 1 9 日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>会計処理等について</u> (1) 資産の管理については、寄附行為で規定しているにもかかわらず、規定に反して基本財産の全額を市の外郭団体に貸し付けていた。また、償却が終了している資産について、減価償却額を計上していた。この結果、正味財産増減計算書等の計算書類が正しく表示されていなかった。 基本財産の管理運用は、寄附行為及び公益法人会計基準に従い、安全、確実な方法で適正に行うこと。また、会計処理に当たっては、減価償却に係る経理を適正に行い、正しく資産計上するなど、公益法人会計基準及びセンターの会計処理規程に従って、適正に行うこと。	
5 措 置 の 内 容 (1) 平成 2 1 年 3 月 3 1 日に尼崎市の外郭団体との貸付契約が終了しましたので、同日基本財産全額を尼崎信用金庫に 1 年定期として預金しました。 次に、減価償却額の算定につきましては、減価償却可能限度額まで達しているものを、達していないものと誤って処理したものであります。 平成 1 9 年度の税制改正により、有形固定資産の残存価額が廃止され、備忘価額 1 円まで償却することができるようになったことから、平成 2 0 年度決算において、当該備品も含め、修正整理いたしました。	